

令和4年2月21日提出

今治市議会臨時会（第1回）議案

今治市議会臨時会（第1回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案 1	専決処分について	1
	・令和3年度 今治市一般会計補正予算（第10号）	3
報告 1	専決処分について	21
	・損害賠償額の決定及び和解について	23
	・損害賠償額の決定及び和解について	25
	・損害賠償額の決定及び和解について	27
	・損害賠償額の決定及び和解について	29
	・和解について	31

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年2月21日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- ・令和3年度 今治市一般会計補正予算（第10号）

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和3年度今治市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度今治市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,902,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,700,773千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年1月19日

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

款	項
15 国庫支出金	
	2 国庫補助金
歳 入 合 計	

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計
15,734,402	2,902,000	18,636,402
6,512,664	2,902,000	9,414,664
81,798,773	2,902,000	84,700,773

歳 出

款	項
3 民生費	
	1 社会福祉費
歳 出 合 計	

第2表 繰越明許費補正
追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	住 民 税 非 課 税 世 帯 等 臨 時 特 別 給 付 金 給 付 事 業	2,902,000

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民 生 費	30,972,177	2,902,000	33,874,177	2,902,000	0
1 社会福祉費	15,479,442	2,902,000	18,381,442	2,902,000	0
1 社会福祉総務費	2,700,127	2,902,000	5,602,127	2,902,000	0
				(内訳) 国庫支出金 2,902,000	
歳 出 合 計	81,798,773	2,902,000	84,700,773	2,902,000	0

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	2,701	1,088,902	5,525,682	4,085,557	10,700,141	1,912,956	12,613,097	
補 正 前	2,697	1,084,851	5,525,682	4,077,072	10,687,605	1,912,346	12,599,951	
比 較	4	4,051	0	8,485	12,536	610	13,146	

(本会計における計上職員数は2,701人及び1人(6月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補 正 後	158,081	692	75,134	127,958	15,018	425,265
補 正 前	158,081	692	75,134	127,958	15,018	416,942	640	
比 較	0	0	0	0	0	8,323	0	
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当	
補 正 後	17,342	183,702	1,307,574	730,718	570	958,548	84,315	
補 正 前	17,180	183,702	1,307,574	730,718	570	958,548	84,315	
比 較	162	0	0	0	0	0	0	

ア 会 計 年 度 任 用 職 員 以 外 の 職 員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1,211	-	4,472,232	3,730,554	8,202,786	1,511,033	9,713,819	
補 正 前	1,211	-	4,472,232	3,722,069	8,194,301	1,511,033	9,705,334	
比 較	0	-	0	8,485	8,485	0	8,485	

(本会計における計上職員数は1,211人及び1人(6月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		補 正 後	158,081	692	75,134	104,360	12,567	376,696
補 正 前	158,081	692	75,134	104,360	12,567	368,373	600	
比 較	0	0	0	0	0	8,323	0	
区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当	
補 正 後	17,342	183,702	1,029,229	730,718	570	956,548	84,315	
補 正 前	17,180	183,702	1,029,229	730,718	570	956,548	84,315	
比 較	162	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,490	1,088,902	1,053,450	355,003	2,497,355	401,923	2,899,278	
補正前	1,486	1,084,851	1,053,450	355,003	2,493,304	401,313	2,894,617	
比 較	4	4,051	0	0	4,051	610	4,661	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補正後	-	-	-	23,598	2,451	48,569	40
	補正前	-	-	-	23,598	2,451	48,569	40
	比 較	-	-	-	0	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	退 職 手 当	そ の 他 手 当
	補正後	-	-	278,345	-	-	2,000	-
	補正前	-	-	278,345	-	-	2,000	-
	比 較	-	-	0	-	-	0	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当	8,485	制度改正に伴う増減分	-	
		昇給に伴う増加分	-	
		その他の増減分	8,485	業務量の変動に伴う増減分 8,485 時間外勤務手当 8,323 管理職員特別勤務手当 162

(単位 千円)

翌年度繰越額明細			繰越額の財源内訳
節	金額	説明	
1 報酬	4,051	パートタイム会計年度任用職員給(4人)	○未収入特定財源 国庫支出金 2,902,000
3 職員手当等	8,485	時間外勤務手当 8,323 管理職員特別勤務手当 162	
4 共済費	610	社会保険料	
8 旅費	126	費用弁償	
10 需用費	4,120	消耗品費 3,000 燃料費 200 印刷製本費 700 光熱水費 120 維持修繕料 100	
11 役務費	16,116	通信運搬費 9,316 広告料 200 手数料 6,600	
12 委託料	15,394	その他委託料 人材派遣委託料 7,394 電子計算業務委託料 住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム委託料 8,000	
13 使用料及び賃借料	3,098	機械器具貸借料 600 会場賃借料 2,138 複写機使用料 360	
18 負担金補助及び交付金	2,850,000	補助金 住民税非課税世帯等臨時特別給付金	

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年11月16日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年10月13日午前10時頃、本市道路課職員が市道佐夜ノ谷貞線（今治市にぎわい広場1番6地先）において草刈機を使用して除草作業を行っていたところ、小石が飛散し、走行していた相手方所有の乗用自動車を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 313,775円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月17日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年11月17日午前9時35分頃、本市道路課職員が市道桜井団地26号線（今治市桜井団地五丁目2番2地先）において草刈機を使用して除草作業を行っていたところ、小石が飛散し、走行していた相手方所有の乗用自動車を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 159,852円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月6日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年11月7日午後2時40分頃、本市社会教育課職員が運転する市有乗用自動車が、国道317号（今治市内堀一丁目1番地先）を直進していたところ、右側から同国道に進入してきた相手方所有の貨物自動車と接触し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 8,466円
受取額 36,356円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月20日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 市道今治駅天保山線（今治市南宝来町二丁目6番20地先）に植栽している樹木の根が相手方所有の污水管に入り込み、同污水管を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 49,500円

和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月26日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和3年12月20日午前10時20分頃、西瀬戸自動車道（今治市上浦町甘崎西瀬戸自動車道下り線30.5kmポスト先路上）において、片側交互通行の交通規制中のため本市建築課職員が市有貨物自動車を停車していたところ、相手方が運転する乗用自動車と同市有車両に追突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 受取額 869,320円